

# 埼玉県ワンナイトステイ事業の

## ホストファミリーを募集します!

町では、国際交流基金日本語国際センターおよび県と協力して、海外で日本語教師をしている外国人研修生のホームステイ先となるご家庭を募集しています。1泊2日のホームステイのホストファミリーになって、身近な国際交流をしてみませんか。

受け入れる研修生／海外で日本語教師をしている外国人研修生で、日本語が話せます。日本語国際センターの研修生として、数週間日本に滞在します。研修の一部であるホームステイを通じて日本の生活や文化を体験します。

受入期間／土曜日から日曜日にかけての1泊2日

受入日程／

土曜日	午前10時20分	日本語国際センター(さいたま市)に集合
	午前10時30分	2階ホールで対面
	午前11時ごろ	対面後、順次各ホームステイ先へ移動
日曜日	午後11時*	この時刻までに日本語国際センターへ帰館

\*ホストファミリーの方は、ご自宅の最寄り駅、もしくは日本語国際センターまで研修生を送ってくださるようお願いいたします。

受入家庭の条件／すべてに該当するご家庭

①町内に在住で、研修生の宿泊用に1部屋(個室)を提供できること

②家族が2人以上いること

③研修生の宗教上の理由による食事や動物(特に犬)に関する制限、お祈り等についてご理解いただけること

費用／登録費用は一切かかりません。また、受け入れをしていただいたご家庭には、日本語国際センターより謝礼金(5,000円)が支払われます。

申し込み／随時

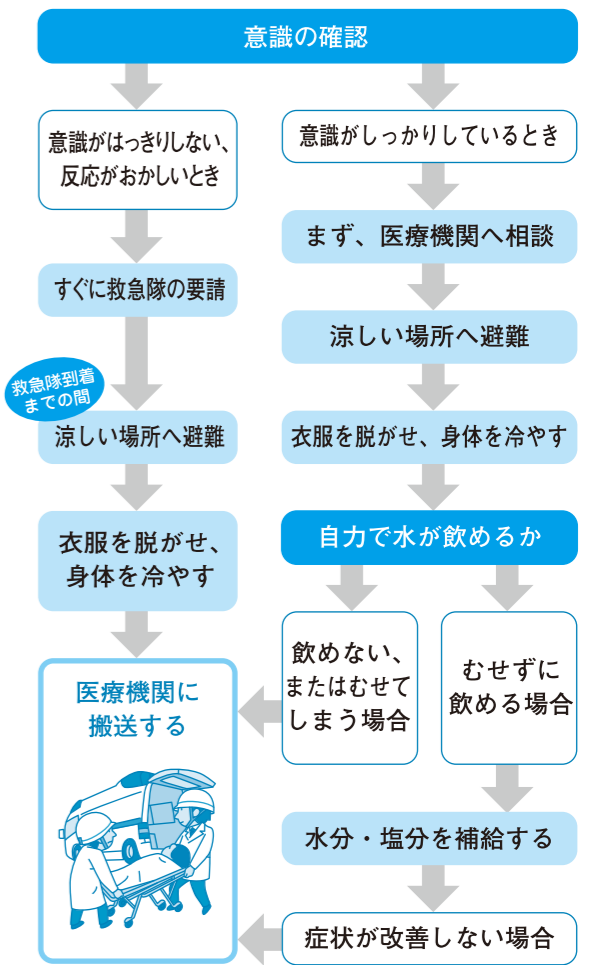
その他／受け入れを希望するご家庭が研修生の人数を上回ることがあるため、登録されても希望どおりに受け入れができませんので、ご了承ください。

問い合わせ／企画課(☎581・2121内線363)へ。



# 熱中症の予防と対策

昨年5月～10月の期間、県内では3,556人が熱中症により救急搬送されました。急な気温上昇や蒸し暑くなるこの季節から熱中症は増え始めます。熱中症の対処・予防法を身に付け、自分自身はもちろん、周囲の方も熱中症から守りましょう。



◆表のような症状が出たら医療機関に相談しましょう

重症度	症状
軽度	めまい、立ちくらみ、筋肉痛、汗が止まらない
中等度	頭痛、吐き気、体のだるさ(倦怠感)、虚脱感
重度	意識がない、痙攣、体温が高い、呼び掛けに対する返事がおかしい、真っすぐに歩けない

◆お近くの医療機関がわからないときは  
365日24時間対応の埼玉県救急医療情報センター(☎048・824・4199)へお問い合わせください。

### おくすりの副作用かと思ったら…

医師や薬剤師に相談しましょう

医師や薬剤師は治療効果を考えうえで、必要であれば用法用量の変更や他の薬への変更等の対応を取ってくれます。なお、薬をもらうときは、副作用について聞いておくとうよいでしょう。

また、医師や薬剤師に届けられた副作用情報は、再発防止のために製薬企業や国に対して提供され、必要に応じて全国の医療機関に注意喚起するなどの対応を取ることとなります。

#### 健康被害救済制度

##### 1. 医薬品副作用被害救済制度

副作用による健康被害(入院を必要とする程度の疾病、障害、死亡)が発生した場合、医療費等を給付する制度です。

##### 2. 生物由来製品感染等被害救済制度

生物由来製品が原因で感染症にかかり、入院治療が必要な程度の疾病や傷害等の健康被害を受けた方に医療費等を給付する制度です。

救済制度については、次の相談窓口へお問い合わせください。

お問い合わせ先／熊谷保健所(☎523・2811)へ。

お問い合わせ先／熊谷保健所(☎523・2811)へ。

お問い合わせ先／熊谷保健所(☎523・2811)へ。

埼玉県のマスコット「コバトン」

# 年金あれこれ

## 国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう!

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害基礎年金や遺族基礎年金等を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう。

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからと言ってそのままにせず、年金事務所や役場の国民年金担当窓口で手続きを行ってください。

## 経済的に納付が困難な方は 保険料免除制度

経済的な理由などで、保険料を納めることが困難なときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額、または一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年の所得が一定額以下であれば承認されます。

## 30歳未満の方は 若年者納付猶予制度

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。学生納付特例は本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得に関わらず承認されます。

## 学生の方は 学生納付特例制度

本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。学生納付特例は本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得に関わらず承認されます。

保険料免除などの承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。また、失業された方は、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もあります。

お問い合わせ先／熊谷年金事務所(☎522・5012)、または保険年金課(☎581・2121内線112)へ。